

別表3 介護等の業務に従事する者

※なお、「主として」・「主たる」とあるのは要援護者に対する直接的な援助が当該者の本来業務として明確に位置付けられていることを指すものです。

コードNo.	1 次の介護職員の介護等（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと）の業務に従事する者
3001	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する 障害者支援施設 の従業者のうちその 主たる業務が介護等の業務である者
3002	生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する 救護施設 及び 更生施設 の職員のうち、その 主たる業務が介護等の業務である者
3003	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する 老人デイサービスセンター、老人デイサービス事業を行う施設、老人短期入所施設、老人短期入所事業を行う施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム の職員のうち、その 主たる業務が介護等の業務である者
3004	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する 居宅介護、同行援護、行動援護 及び 重度訪問介護の従業者 並びに老人福祉法に規定する 老人居宅介護等事業の訪問介護員
3005	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する 障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び短期入所を行うものに限る。） を行う事業所並びに 地域活動支援センター の職員のうち、その 主たる業務が介護等の業務である者
3006	<p>老人福祉法に規定する軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>・「その他の施設」とは、介護福祉士の受験資格の実務経験を定めた「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日付け社庶第30号）の2の(3)のとおりであること。（下記施設）</p> <p>○障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設</p> <p>○障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同条同項に規定する知的障害者援護施設、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場、福祉ホーム</p> <p>○独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設。</p> <p>○隣保館（「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）別紙1（隣保館デイサービス事業実施要領）に基づく隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。）</p>
3007	<p>医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>・空床時にベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみを行っている者を除く。</p>
3008	<p>介護等の便宜を供与する事業を行う者において、主として介護等の業務に従事する者。 事業として継続、反復している事業者に雇用され又は指揮命令を受けながら従事した者であって、次の業務に従事している者であること。</p> <p>ア. 市場機構を通じて在宅サービス等を提供しているいわゆる民間事業者において主として介護等の業務に従事する者</p> <p>イ. 市区町村社会福祉協議会で実施している入浴サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>ウ. 生活協同組合、農業協同組合で実施している在宅サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>エ. 法令等に基づかない市町村単独事業で介護等の業務を行っている者</p> <p>オ. 平成9年9月末までの特例措置として特例許可老人病棟において活動していた家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>カ. ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者（団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体についてはその旨の書類を実務経験証明書に添付すること。）</p>

3009	個人の家庭において就業する職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）附則第4項に掲げる 家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
3010	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第2号に基づき設置された 労災特別介護施設の介護職員
3011	「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく 「重症心身障害児（者）通園事業」において利用者の療育に直接従事した職員 （施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）
3012	児童福祉法第6条の2第2項に基づく児童発達支援を行う事業所のうち、 主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう）を通わせる児童発達支援事業所において利用者の療育に直接従事する職員 （施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）
3013	「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記9に基づく 「移動支援事業」を行っている者 、別記11に基づく「任意事業」の 「訪問入浴サービス」を行っている職員 、「任意事業」の 「身体障害者自立支援」を行っている施設において介助サービスを提供する者 、「任意事業」の 「日中一時支援」を行っている職員 、「任意事業」の 「生活サポート」を行っている者 のうち、その 主たる業務が介護等の業務である者
3014	「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく 地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
3015	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する主として知的障害のある児童を入所させる 福祉型障害児入所施設 及び、主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる 医療型障害児入所施設 の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その 主たる業務が介護等の業務である者
3016	ハンセン病療養所における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者 ア. 国立ハンセン病療養所にあつては介護員とすること。 イ. ア以外のハンセン病療養所にあつては、主たる業務が介護等の業務である者とすること。
3017	児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた 指定医療機関 の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その 主たる業務が介護等の業務である者 （児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の保育士をいう。）
3018	指定訪問入浴介護 （指定居宅サービスに該当する法第8条第3項に規定する訪問入浴介護をいう。）又は 指定介護予防訪問入浴介護 （指定介護予防サービスに該当する法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。）の 介護職員
3019	指定小規模多機能型居宅介護 （指定地域密着型サービスに該当する法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）又は 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 （指定地域密着型介護予防サービスに該当する法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）の 介護従業者
3020	指定認知症対応型共同生活介護 （指定地域密着型サービスに該当する法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。）又は 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 （指定地域密着型介護予防サービスに該当する法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。）の 介護従業者
3021	指定通所リハビリテーション （指定居宅サービスに該当する法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。）又は 指定介護予防通所リハビリテーション （指定介護予防サービスに該当する法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。）の 介護職員

（各法令の条名・項番号等は平成26年3月31日付け老発0331第5号厚労省通知別添「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」による。

注）別表3の受験資格については平成29年度 第20回までの経過措置による
平成30年度以降の受験資格は巻末参照